

令和5年度事業開催について

令和5年5月17日

(公社)石川県理学療法士会 事務局

災害対策委員会

【開催指針】

- ・政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）が感染法上の5類感染症に位置付けられたことに伴い、石川県理学療法士会の事業開催指針を見直すこととした。
- ・COVID-19 に対しては、基本的な感染対策が引き続き重要である。基本的な感染対策が施されていることを前提に対面型の事業を実施する。
- ・基本的な感染対策とは、密の回避、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気などを示す。このうち、「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするが、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐ観点から効果的であると示されているためマスクの着用は推奨する。

【重要】

はじめに

- 本感染対策指針は今後の動向に応じて随時内容の見直しを行い、追加・変更等を行っていく可能性があります。
- 各部局において対面型あるいはオンライン併用型の事業を企画する際には、本感染対策指針を基本として、各事業に応じたマニュアルを策定し取り組んでください。
- 対面型と同等の効果があり、オンライン型で可能な事業・会議等においては、引き続きオンライン開催も可能です。

基本的な考え方

- 運営スタッフが現地活動を行う場合は、勤務先の許可を得て行ってください。また、マスクの着用は感染を防ぐ観点から効果的であると示されているため運営スタッフのマスクの着用は推奨します。
- 感染対策の観点から、換気や間取りの悪い会場を選定しない、また、密にならないよう配慮してください。
- 主催者側の開催方針、感染対策に準じて事業を遂行してください。
- 事業参加を控える基準日数
COVID-19 陽性（無症状） 検体採取日を発症日（0日）として5日間経過するまで
COVID-19 陽性（有症状） 発症後（発症日を0日）として5日間経過するまで
かつ症状軽快から24時間経過するまで
同居家族が COVID-19 陽性 5日間経過するまで

※注釈①：療養期間終了後も慎重に活動してください。特に有症状の場合は十分に注意して判断をお願いします。

※注釈②：各所属機関の方針等をよくご確認の上で判断をお願いします。また各家庭の療養状況を踏まえ担当理事にご相談ください。

事業実施時

※士会事業は多岐に及んでいるため、開催状況に応じて感染対策を遵守してください。

- 原則、参加者は体調不良や自覚症状がないこととします。
- 複数の窓を開放し、空気の流れを作るなど適宜換気を行ってください。
- 飲食、喫煙時は、飛沫・接触のリスクが高まるので、集団では行わないでください。
- 手指消毒は、随時頻回に行える体制を整えてください。
- 開始前と終了時には使用物品をアルコールで十分に消毒してください。
- 事業開始前または終了後、COVID-19に関する検査で陽性となった場合、政府の指針に準じ必要に応じて担当理事に報告してください。